

## 人間ドック、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を延期しています。

詳細が決まりましたら、次号以降の広報等でお知らせします。

問合せ 町民課 国民健康保険担当、後期高齢者医療担当 ☎ 147～149

## 令和2年健康長寿歯科健診

実施は7月1日からですが、新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言」の期間中は健診を行いません。

「緊急事態宣言」が終了してから医療機関に予約してください。

問合せ 埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎ 048-833-3130

## 小川町健康ポイント事業の申込み見合わせについて

6月から申込みを予定していた「小川町健康ポイント事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申込みを見合わせることにしました。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて検討し、詳細が決まり次第、広報やHP等でお知らせします。

問合せ 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157、158

## 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

対象 次の①または②に該当する方で過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方

①令和3年3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方

②60～64歳で、心臓・腎臓・もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方で、身体障害者手帳1級の方

接種期間 令和3年3月31日まで

※接種期間を過ぎると自己負担になります。

問合せ 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157、158

## ～歩いて健康！ひろげようウォーキング！～

### 一緒に歩こう！“ほほほ隊”ウォーキング例会6月の日程

#### ～金泉寺あじさいコース～ 約8.5kmのコース

日時 6月20日(土) 午前9時 八和田公民館集合 \*小雨決行

コース 八和田公民館-中爪-杉山-金泉寺-八和田公民館 \*正午着予定

持ち物 隊員証、飲み物、雨具

主催 ほほほ隊おおかわ 栗嶋 ☎ 72-4643

\*新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、中止となる場合があります。

\*参加・入隊希望の方は、1週間前までに主催者までご連絡ください。

問合せ 小川町ウォーキング連絡会事務局 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157、158



## 令和2年度国民健康保険税の限度額と均等割軽減対象の変更のお知らせ

### ①課税限度額

医療分の限度額が61万円から63万円に、介護分の限度額が16万円から17万円に引き上げられます。

課税区分	課税の基礎	税 率		
		医 療 分	後 期 分	介護分(40歳～64歳)
所得割	前年総所得金額等-33万円	5.6%	2.3%	1.8%
均等割	被保険者1人につき	23,600円	13,000円	13,200円
課税限度額	令和2年度(変更後)	630,000円	190,000円 (改正なし)	170,000円
	令和元年度(変更前)	610,000円	190,000円	160,000円

### ②均等割額の軽減対象の拡大

世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額の合計額に応じて、均等割が軽減されます。2割軽減と5割軽減の条件変更により、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	軽減対象となる総所得金額	
	変更後(令和2年度)	変更前(令和元年度)
7割軽減	33万円以下 (改正なし)	33万円以下
5割軽減	[33万円+28万5千円×被保険者数] 以下	[33万円+28万円×被保険者数] 以下
2割軽減	[33万円+52万円×被保険者数] 以下	[33万円+51万円×被保険者数] 以下

※軽減判定の際には国保加入世帯員の確定申告(町県民税申告)が必要になります。

※扶養になっている場合など収入がない方は、「収入がない」旨の申告が必要です。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎ 131～133

## 軽自動車税(種別割)口座振替済通知書の発送について

継続検査が必要な車両の軽自動車税(種別割)を口座振替で納付された方に、「口座振替済通知書・軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を6月中旬に郵送します。

送付前に車検を予定している方は、車検証と口座振替されたことが確認できる通帳を税務課にお持ちになれば、車検用納税証明書を無料で発行します。

問合せ 税務課 管理担当 ☎ 125、126

## 6月30日(火)は町県民税第1期の納付期限です

口座振替も同日が振替日です。納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。口座振替は、通帳、通帳届出印、納税(決定)通知書を持って、口座のある金融機関へお申込みください。取扱い金融機関は納付書裏面に記載されています。町外の金融機関の場合は、口座振替依頼書が必要になりますので、お問合せください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予制度があります。詳しくは町HPをご覧ください。

問合せ 税務課 納税担当・管理担当 ☎ 125・126